

固定資産税償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。償却資産をお持ちの方は、令和3年1月1日現在の資産の状況について、2月1日⑧までに申告書を提出してください。

●申告対象となる主な償却資産

- ① 構築物（舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など）
 - ② 機械および装置（旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など）
 - ③ 車両および運搬具（貨車、客車、大型特殊自動車など）
 - ④ 工具、器具、備品（パソコン、医療機器、測定工具、机、イスなど）
- 申告対象外となる償却資産
- ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる小額償却資産）
 - ② 取得価格が20万円未満の資

産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）

- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの（農耕作業用トラレーフ含む）
- ⑤ 無形減価償却資産（特許権、漁業権など）

※①、②の場合でも、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象です。

●国の「新型コロナウイルス感染症経済対策」による軽減措置

▼中小企業者・小規模事業者が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の軽減（令和3年度課税分が対象）

：事前に認定経営革新等支援機関等の確認が必要。償却資産と合わせて、軽減措置の申告書を提出。

▼生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡

充・延長：「先端設備等導入計画」の認定が必要。認定証の写しを提出。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



TEL (23) 8864

大田原税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマホで利用できるe-Tax（スマホ申告）が便利です。

【確定申告に便利なID・パスワードを取得しましょう！】

多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくてもマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。

また、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていたり、マイナンバーカードとICカードリーダーなどをお持ちでない方も、e-Taxをご利用

できます。

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられます（発行の際、税務署で職員と対面による本人確認が必要です）。

税務署は年明けから混雑します。令和2年12月頃までの取得をお願いします。

次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

※ID・パスワード取得の際は、運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。

※税務署からID・パスワードの発行をすでに受けている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」をご確認ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

【国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」が便利です！】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご

利用いただくと、ご自宅のパソコン・タブレット・スマホから24時間いつでも申告書を作成できます。

なお、作成した申告書は、e-Taxで送信（ID・パスワードを入力して送信またはマイナンバーカードを使って送信）、または印刷して郵送で提出できます。「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するご不明点は、左記へお問い合わせください。

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
TEL 0570(01)5901
問 大田原税務署個人課税部門
TEL (22) 3115(代表)



令和3年分農業用軽油免税証の交付申請受付

問 大田原県税事務所 **TEL** (23) 4172

今年度から、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一括交付会場で検温を行い、受付順に申請時間を指定します。指定された時間に再来場していただき、交付手続きを行いますので、マスクの着用にご協力ください。なお、混雑の状況により、下記受付時間前に受付を終了する場合があります。

●受付日

月日	地区
1月25日(月)	湯津上
1月26日(火)	黒羽
1月27日(水)	金田南
1月28日(木)	金田北
1月29日(金)	親園
2月1日(日)	野崎・佐久山
2月2日(火)	大田原

●必要書類

申請区分	使用者証	印鑑	報告書	納品書	耕作者証明	交付手数料
使用者証 継続	○	○	○	○	○(注1)	—
使用者証 更新	○	○	○	○	○(注1)	420円
使用者証 紛失	—	○	○	○	○	420円
新規	—	○	—	—	○	420円

(注1) 県税事務所追加の申請をする場合。
(注2) 機械に変更がある場合は、変更内容の分かるもの(メモなど)をお持ちください。

●受付時間…各日とも午前9時15分～11時30分、午後1時～3時 ※受付時に申請時間を指定

●場所…市総合文化会館(本町1丁目3番3号)1階 第1会議室

●注意事項

- ① 県税事務所での申請は事前予約が必要です。事前予約は12月15日(水)午前9時から電話で受け付けます。なお、一括交付会場で事前予約を受け付けます。
- ② 一括交付会場では追加の申請受付を行いません。追加の申請は、2月15日(日)から大田原県税事務所で行いますので、事前予約をしてください。初めて申請する方は、事前に上記へ連絡してください。
- ③ 上記開催期間中であれば、指定交付日以外の日にちでも交付は可能です。
- ④ 体調の優れない方、一週間以内に発熱などの症状があった方は、後日申請するなどの対応をお願いします。

暮らし



大田原市消費生活相談員募集

- **応募資格**…次のすべてに該当する方
- ▼ 市内在住で消費者問題に積極的に取り組む意欲のある方
- ▼ パソコン操作のできる方
- ▼ 普通自動車免許を持つている方
- ▼ 次の資格を有していない場合、任用後に資格を取得することに積極的な方
- ① 消費生活相談員(国家資格)
- ② 消費生活専門相談員
- ③ 消費生活アドバイザー
- ④ 消費生活コンサルタント
- **募集人員**…1名
- **業務内容**
- ▼ 消費生活にかかる相談や苦情などの対応
- ▼ 地域の消費者啓発活動
- **任用期間**…令和3年3月31日まで※再任用可能
- **勤務日**…月～金のうち3日
- ▼ 4日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始は除く)
- **勤務場所**…大田原市消費生活センター(住吉町1-9)

37

- **給与**…市規定による時給制
- **選考方法**…提出書類と面接による選考(面接の日程は後日お知らせします)
- **応募方法**…令和3年1月8日(金)までに市販の履歴書(有資格者は認定書の写し添付)に必要な事項を記入し、左記窓口へ直接持参または郵送

問申 生活環境課 **本** 2階

〒324-8641
大田原市本町1-4-1
TEL (23) 8832



パブリックコメント募集

各地域にある公共施設の今後の維持管理方針や財政負担の軽減・平準化を図るため「大田原市公共施設個別施設計画」の策定を進めています。この計画素案に対する意見を募集します。

● **閲覧場所**…▼市ホームページ▼本庁舎6階財政課▼湯津上支所▼黒羽支所

● **意見を提出できる方**…次のいずれかに該当する方

- ▼ 市内在住、在勤、在学中の方
- ▼ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ▼ 市に納税義務のある方
- ▼ 本計画事業に利害関係のある方

● **提出方法**…12月3日(水)～23日(金)に所定の用紙へ住所、氏名、連絡先を明記の上、直接または郵便、FAX、メールでご提出ください。

※電話受付不可

※郵送の場合12月23日(金)必着

● **意見の取り扱い**…提出された意見などを十分に考慮して計画素案を修正し、公表します。意見に個別回答することはありません。募集の趣旨に直接関係のない意見については、取り扱いません。

問申 財政課 **本** 6階

TEL (23) 8795
FAX (23) 1929

〒324-8641
大田原市住吉町1-9
tochijip